

第1巻・まえがき

米国のジャーナリスト、フリードマンの言辭を借りれば、市場と労働力を求める企業のグローバル化、すなわち「グローバリゼーション2.0」は1800年代から2000年まで続き、時代はインターネットの普及、「ベルリンの壁」の崩壊による西側の価値観の普遍化、サプライチェーンの世界的な展開などにより、個人レベルのグローバル化が実現する「グローバリゼーション3.0」に移行しつつある。モノ、カネ、情報の流れにもはや国境は消失し、正に世界は「フラット化」している、という（「フラット化する世界」伏見威審訳、2010年）。

1991年設立の本学会20年のあゆみは、正にこの経済グローバル化の深化と転換の時期と重なっており、この間の国際経済法、特に本巻で扱う公法的規律の構造的変化も、グローバル化の動態と軌を一にしている。フリードマンも「フラット化」の一因として中国のWTO加盟に伴うオフショアリングの実現を挙げているが、国際経済ルールが存在は、いっそうの経済グローバル化を容易にする。WTOやFTAによる関税や非関税障壁の低減は消費財だけでなく中間財貿易を自由にし、グローバルサプライチェーンの形成を容易ならしめる。昼夜分たず米国とインドの企業が交代で同一ソフトウェアの開発を継続できるのも越境サービスの自由化の成せる技であるし、サービス第4モードの自由化は、生産要素としての労働力の国際的移動を可能にする。いわんや、直接投資がBITや第3モード約束により自由化・保護されれば、企業のオフショアリングは否応なく加速する。

さらに、「フラット化」とは、国境規制が取り払われることにより、各国の国内規制や競争環境が裸で国際的次元に立ち現れ、その障壁化が重要なイシューとなることを意味する。たとえば税制、食品安全、環境規制など、貿易・投資フローの制御を本来意図しない規制が、WTO紛争や投資仲裁において数多く取り上げられた。また、ある一国における競争制限的な企業行動や市場構造、さらに国際的に展開される競争制限的な企業行動、あるいはグローバルに活動する企業間の合併は、ただちに国際取引や各国市場の競争秩序に影響

する。昨今Googleやマイクロソフトなどグローバル企業が複数の法域において同時に競争法審査にかかるのも、あるいは中国やベトナムなど社会主義国が競争法を整備するのも、グローバル化の必然と言える。

他方、経済グローバル化は負の側面を伴うことも広く指摘されてきた。ステイグリッツは、米国の一人勝ちと途上国との格差を指弾する（『世界に格差をバラ撒いたグローバリズムを正す』楡井浩一訳、2006年）。こうしたグローバル化の「影」は、貧困、環境汚染、文化的アイデンティティの喪失、労働基準の引下げと人権、食の安全の侵害等々、枚挙にいとまがなく、グローバル化の擁護者であるバグワティでさえ、こうしたマイナス面への目配りの必要性を唱える（『グローバリゼーションを擁護する』鈴木主税・桃井緑美子訳、2005年）。この20年の国際経済法は、「貿易と環境」をはじめ競争的国際市場の実現と非経済的関心事項が交錯するイシューに見られるように、他方で行き過ぎたグローバル化と他の社会的価値の調整機能も担った。

* * *

本書の全体を貫く縦糸は、こうした学会設立後の20年間における経済グローバル化の深化が国際法・経済法のあり様にもたらした構造変化、さらにそれが各国の政策や企業行動に与えた影響であり、その動態的な鳥瞰図を示すことを意図した。具体的に、まず本書「Ⅰ. 総論」では「国際経済法」の概念や国際法における位置を示す。続く各論は、この20年間国際経済法の主役たるWTO法の動態を中心に検討する「Ⅱ. 国際通商法」、ドーハラウンド停滞の一方で経済自由化に存在感を増すFTA、EPA等を論じる「Ⅲ. 地域経済統合法」、幾千ものBITのネットワークと独自の発展を遂げる投資家・国家仲裁制度に焦点を当てる「Ⅳ. 国際投資法」、そして国内規範の国際化や国際執行協力体制の構築など競争法秩序のグローバル化を描く「Ⅴ. 国際競争法」からなる。編集は関連法領域をバランスよくカバーしつつも、重要な論点を掘り下げた研究論文集とするという方針で行われた。各執筆者には、カレント・トピックスを中心とした「読みやすい」原稿を依頼した。各章の論考を通して、今後10年・20年の国際経済法の行方を見通すための視座を提供したいと考えた。

また、国際経済法は「実務の叡智」の集積でもある。単なる学問的関心から

抽象的な議論を積み上げることが本書の目的ではない。私共としては、国際経済に携わる多くの実務家の方々の批判に耐えうる論文集を作ることに努めた。

各執筆者は、編集委員会のこうした意図を十分に汲んで、力作を寄せられた。これらの論稿は、現在の国際経済法学会の到達点を示すものと言って差し支えない。本書が、次の世代を担う国際経済法研究者にとって、この分野の研究の一層の発展を促す契機になることを、切に願っている。

* * *

本書の出版に当たっては、法律文化社に格別のご配慮を賜った。特に舟木和久氏には編集の各段階で大変お世話になり、心から感謝申し上げる。また、京極（田部）智子（キャンングローバル戦略研究所研究員／東京大学大学院総合文化研究科博士課程）、関根豪政（日本学術振興会特別研究員）、瀧川和彦（慶應義塾大学大学院法学研究科助教）の三氏には、編集委員会の実務を支え、原稿の調整・校正・索引作成などの面で、多大なご協力を頂いた。三氏に対しては、ここに特記して深謝申し上げる。

本企画の第1回の編集委員会は、大地震直後の2011年3月11日午後3時から明治大学で行われた。「今のは大きかったね」と言いながら、余震のなかでもかくも編集方針を確定し、何とかここに上梓できた。被災者の方々のご苦勞を偲びつつ、感謝の念をこめて、本書を世に送るものである。

2012年8月

編集委員会を代表して
村瀬信也

『国際経済法講座』第1巻編集委員会

村瀬信也（主任）	上智大学法学部教授
泉水文雄（委員）	神戸大学大学院法学研究科教授
川瀬剛志（委員）	上智大学法学部教授
伊藤一頼（委員）	静岡県立大学国際関係学部専任講師